

石巻市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和3年3月5日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 渡辺拓朗

- 1 監査対象部課等 教育委員会
事務局及び本庁管内における教育機関及び附属機関等
- 2 監査期間 令和2年12月1日から令和3年3月5日まで
- 3 監査対象範囲 令和2年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(令和2年10月31日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 令和2年度一般事務及び財務に関する事務の執行について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘しました。
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。

指 摘 事 項

1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
学校管理課	徴収事務	<p>(1) 桜坂高校に設置を許可している自動販売機（2台分）に係る電気料（実費徴収）の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき、適正に算定及び徴収すること。</p> <p>なお、今回の定期監査において確認したのは、令和2年4月分から11月分までであるが、その後の期間についても確認を行い、誤りがあれば適正に処理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤徴収額……50,778円 ・正徴収額……35,893円 ・過大徴収額…14,885円 <p>(2) 牡鹿中学校敷地の一部使用許可に係る使用料の算定を誤り、次のとおり過小に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき、適正に算定及び徴収すること。</p> <p>なお、今回の誤りは、許可期間が1か月未満でありながら、消費税及び地方消費税相当額が含まれていなかったことに起因する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誤徴収額……17,366円 ・正徴収額……19,102円 ・過少徴収額…1,736円
複合文化施設 開設準備室	基本的事項	<p>郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のとおり差が生じていた。使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認するなど、適正に管理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便発送簿の残高 7,427円 ・郵便切手の残高 7,769円 ・差額 342円（現物過多）
石巻中央 公民館	徴収事務	<p>石巻中央公民館に設置を許可している自動販売機に係る電気料（実費徴収）の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき、適正に算定及び徴収すること。</p>

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
		<p>なお、今回の定期監査において確認したのは、令和2年4月分から12月分までであるが、その後の期間についても確認を行い、誤りがあれば適正に処理すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誤徴収額……20,098 円 ・ 正徴収額…… 9,858 円 ・ 過大徴収額…10,240 円